

令和3年9月22日

関係各位

香川県商工労働部産業政策課

感染拡大防止集中対策期（まん延防止等重点措置の実施期間）  
における対策について

県民の皆さま、事業者の皆さまには、長きにわたり、感染拡大の防止に向けた各種対策にご理解とご協力をいただいておりますことに対し、改めまして、心から感謝申し上げます。

本県において、9月13日以降、新規感染者数は1日10人前後で推移しており、感染急拡大の状況からは脱してきていると考えられ、医療のひっ迫具合を示す確保病床使用率も、国のステージⅢの目安である20%を下回ったところです。

こうしたことから、9月25日から30日までの間は、県の対策期を「緊急事態対策期」から1段階引き下げて「感染拡大防止集中対策期」に移行することとし、これに合わせて、飲食事業者の皆さまへの要請内容を一部変更します。

高松市内の飲食店については、営業時間は午前5時から午後8時までを継続しますが、現在停止している酒類の提供については、かがわ安心飲食店認証制度の認証を既に取得している店舗に限り、1グループ4人以内又は同居家族のみの利用の場合に、午後7時半まで提供可能とします。

高松市以外の地域では、営業時間は午前5時から午後9時まで、酒類の提供は午後8時まで（現時点の協力要請からそれぞれ1時間延長）とし、また、9月21日までにかがわ安心飲食店認証制度の認証を申請した高松市以外の飲食店（申請を取り下げた場合を除く）については、認証店と同様に、9月25日以降、「通常営業を行う」又は「営業時間の短縮を行う」を選択可能とします。なお、協力金については、営業時間の延長を行うことから、当該期間に係る県独自の1割上乗せは行わないこととします。

なお、感染が下降局面であるとはいえ、今後の再度の感染拡大につながらないように十分に留意する必要があることから、大規模集客施設等の営業時間短縮の協力要請や県有施設等の休館・休園などについては、まん延防止等重点措置の期間において、県内全域の人流を抑制するため、これまでと同様の対策を継続します。

つきましては、貴社（団体）におかれまして、「知事から「感染拡大防止集中対策期」における県民の皆さまへのお願い」（資料1）、「感染拡大防止集中対策期（まん延防止等重点措置の実施期間）における対策」（資料2）及び「香川県まん延防止等重点措置」（令和3年9月22日改訂）（資料3）を、職員の皆さま及び関係先へご周知いただきますとともに、対策の徹底にご協力いただきますようお願いいたします。

○お問い合わせ先  
香川県商工労働部産業政策課  
担当 景政・佐藤  
TEL 087-832-3350